第４次障害者計画・第７期障害福祉計画・
第３期障害児福祉計画の策定にあたって

１　本市における計画策定経過

**① 本市における計画策定経過**

○昭和60年(1985年)２月　貝塚市障害者対策長期基本計画

○平成11年(1999年)８月　貝塚市障害者福祉計画

○平成19年(2007年)３月　貝塚市障害福祉計画

○平成21年(2009年)３月　第２次貝塚市障害者計画

第２期貝塚市障害福祉計画

○平成24年(2012年)３月　第３期貝塚市障害福祉計画

○平成27年(2015年)３月　第４期貝塚市障害福祉計画

○平成30年(2018年)３月　第３次貝塚市障害者計画（現行）

～令和５年度(2023年度)まで

第５期貝塚市障害福祉計画

第１期貝塚市障害児福祉計画

○令和３年(2021年)３月　第６期貝塚市障害福祉計画（現行）

第２期貝塚市障害児福祉計画（現行）

～令和５年度(2023年度)まで

↓

|  |
| --- |
| **次期計画の策定**○令和６年(2024年)３月　第４次貝塚市障害者計画第７期貝塚市障害福祉計画第３期貝塚市障害児福祉計画 |

② 計画策定の趣旨

○現行の第３次障害者計画、第６期障害福祉計画、第２期障害児福祉計画は、令和５年度(2023年度)で計画期間が終了するため、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法の規定により次期計画を策定する必要があります。

○すべての人々の人権が尊重され、だれもが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、障害者施策の基本的方向性と具体的な取り組みについて定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにしていきます。

２　計画の位置づけと期間

① 計画の位置づけ

○第４次障害者計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく「市町村障害者計画」として、貝塚市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

○第７期障害福祉計画は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、貝塚市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

○第３期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第１項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、貝塚市では障害福祉計画と一体的に策定します。

○計画は、国の「障害者基本計画」、大阪府の「第５次大阪府障がい者計画」等の内容を十分に踏まえながら、「貝塚市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、上位計画となる「第４次貝塚市地域福祉計画」をはじめ、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定します。

**② 計画の期間**

○第３次障害者計画の期間は、令和６年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの６年間とします。

○第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和６年度(2024年度)から令和８年度(2026年度)までの３年間となります。

○計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

３　計画の策定体制

○計画は、障害のある人へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査などを通じて、障害のある人の生活実態、各種サービス利用の現状、障害者施策への意識等を把握するとともに、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される障害者施策推進協議会等において、計画の策定にあたっていただく予定です。

４　国や社会の動向

○国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。主なものを挙げると以下の通りとなります。

○一方、社会経済情勢は絶えず変化を続けており、障害の重度化・重複化、8050問題を例とした障害のある人本人や家族を中心とした主に介護を担う人の高齢化、親なき後の支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害のある子どもに対する支援の充実、難病患者など様々な障害のある人への対応の強化が求められています。

障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）

| 平成30年度(2018年度) | 改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行・地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設・就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設・重度訪問介護の訪問先の拡大・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備とそのための支援の促進・地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされるギャンブル依存症対策基本法の施行・ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策と、本人・家族への支援の促進高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進、心のバリアフリーの推進地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定し、その理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定・地域福祉計画が、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられる |
| --- | --- |
| 令和元年度(2019年度) | 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行・障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 |
| 令和２年度(2020年度) | 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書・精神障害の有無や程度に関わらず、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等が包括的に確保された体制の構築に向けた課題を整理 |
| 令和３年度(2021年度) | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行・医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センターの設置の促進等障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正・努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が法改正により義務化。障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進が必要地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制の整備） |
| 令和４年度(2022年度) | 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行・障害者による情報の十分な取得・利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、基本理念、・国・地方公共団体・事業者・国民の責務、６分野にわたる基本的施策を示すこども家庭庁設置法等の成立（R5.4施行予定）・障害のある児童に対する施策は厚生労働省からこども家庭庁に移管されることに国連障害者権利委員会による政府報告の審査、総括所見の採択・公表・インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障害者の脱施設化及び自立生活支援、精神障害者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、意思決定を代行する制度から支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示される障害者総合支援法等の一括改正（R6.4施行予定）・障害者総合支援法施行後３年の見直しにあたり、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズ把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれる障害者差別解消法改正（R3.6公布）に基づく国の基本方針の改定・閣議決定され、R5年度中に各府省において対応指針が改定される予定第５次障害者基本計画（R5～R9）の改定 |

○このほか、国では、令和４年度(2022年度)で終期を迎える「第４次障害者基本計画」に代わる「第５次障害者基本計画」を策定し、

|  |
| --- |
| **・障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること****・災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取り組みを進めること****・障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障害の「社会モデル」等、障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこと** |

などを重要視し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

○また、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直し、成果目標及び活動指標についての主なポイントを挙げると次のようになります。

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針見直しの主なポイント

|  |  |
| --- | --- |
| ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 | ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応・強度行動障害を有する者への支援体制の充実・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実 |
| ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記・都道府県は、医療計画との整合性に留意して計画を策定することを基本指針の本文に追記 |
| ③福祉施設から一般就労への移行等 | ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等・就労選択支援の創設への対応・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組 |
| ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 | ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援・地域におけるインクルージョンの推進・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進 |
| ⑤発達障害者等支援の一層の充実 | ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進 |
| ⑥地域における相談支援体制の充実強化 | ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進・「地域づくり」に向けた協議会の活性化 |
| ⑦障害者等に対する虐待の防止 | ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進 |
| ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組 | ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進 |
| ⑨障害福祉サービスの質の確保 | ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施 |
| ⑩障害福祉人材の確保・定着 | ・ＩＣＴやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進 |
| ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 | ・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握 |
| ⑫障害者による情報の 取得利用・意思疎通の推進 | ・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進 |